

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一　目的に係る修正（第一条関係）

一　環境影響評価が住民等の参加の下に行われることを明記すること。

二　環境影響評価法は、現在及び将来の国民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とするものとすること。

第二　国の責務規定の追加

一　上位計画等の策定等に係る環境影響の調査及びその結果の反映（第三条第二項関係）

国は、国の施策に関する基本的な方針又は計画であつて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とするもの（以下「上位計画等」という。）の策定又は変更に当たっては、当該上位計画等に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果を、当該上位計画等の策定又は変更に反映させるように努めるものとすること。

二　環境の状況に関する情報の収集及び提供（第三条第三項関係）

国は、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるよう、生物の多様性の状況その他の環境

の状況に関する情報を収集し、並びに事業者及び住民等に提供するよう努めるものとすること。

第三 事業実施段階前の検討手続に係る修正（第三条の二から第三条の十まで関係）

事業実施段階前の検討手続について、次の修正を行うこと。

- 1 検討手続の実施時期を事業に係る計画の構想の段階とともに、主務省令で定める事項の例示に「事業が実施されるべき区域」のほか「事業規模」を追加すること。
- 2 「一又は」を削り、事業実施想定区域を二以上とすること。
- 3 「計画段階配慮事項」を「計画構想段階検討事項」とし、同事項に事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含むものとともに、「計画段階環境配慮書」を「計画構想段階環境検討書」（以下「検討書」という。）とすること。

第四 検討書についての意見聴取の義務化（第三条の七関係）

検討書案又は検討書について環境の保全の見地からの関係行政機関及び一般の意見を求めるなどを、努力義務から義務とすること。

第五 環境大臣の助言の義務化（第二十三条の二関係）

免許等を行う者等が地方公共団体等である場合において、当該地方公共団体等の長が環境影響評価書（以下「評価書」という。）について環境大臣の助言を求めるなどを、努力義務から義務とすること。

第六 環境大臣の意見に係る審査体制の整備

環境大臣は、1から4までについて意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聽かなければならないものとすること。

1 検討書（第三条の五関係）

2 環境影響評価の項目等の選定に係る技術的な助言（第十一条関係）

3 評価書（第二十三条及び第二十三の二関係）

4 環境保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）（第三十八条の四関係）

第七 環境大臣の意見の付記等

主務大臣等が、事業者等に対し1から3までについての意見を書面により述べる場合において、環境大臣の意見があるときは、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければならないものとすること。

1 検討書（第三条の六関係）

2 評価書（第二十四条関係）

3 報告書（第三十八条の五関係）

第八 報告書を作成した事業者の講ずる措置に係る規定の追加（第三十八条の五の二関係）

報告書を作成した事業者は、免許等を行う者の意見が書面により述べられた場合において、その書面に付記された環境大臣の意見を参考としつつ免許等を行う者の意見を勘案して必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるようしなければならないものとする。この場合において、当該事業者は、免許等を行う者に対し必要な助言を求めることができるものとする。

第九 方法書の作成前の手続に係る規定の適用除外に関する規定の削除（第五十二条関係）

国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては検討書の作成その他的方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないとする規定は、削除すること。

第十 発電所に係る特例規定の削除（第六十条関係）

発電所に係る環境影響評価その他の手続については環境影響評価法及び電気事業法に定めるところによ

るとする特例規定は、削除すること。

第十一 検討に係る時期の繰上げ（改正法附則第十条関係）

改正後の環境影響評価法の検討に係る時期を、改正法の施行後「十年」から「五年」とすること。

第十二 規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。